

# 羽曳野市「財政健全化計画」を策定しました。

市では、昨今の景気低迷による市税収入の減少など厳しい財政状況の下で、質の高い行政サービスを効率的、安定的に市民の皆様へ提供することを目指して、「羽曳野市財政健全化計画(以下「計画」といいます。)」を策定しました。

この計画については、これまで、市広報(22年2月号)で概要をお知らせし、また、意見募集(22年1~2月)に際して、市ウェブサイトおよび公共施設で公表してきました「素案」を一部変更し策定したものです。

計画の素案に対する意見募集にあたり、市民の皆様から貴重なご意見をいただきありがとうございました。これらの意見につきましては、整理のうえ、市の考え方を添えて、計画とともに下記の施設で配布させていただくほか、市のウェブサイトにも掲載しています。

今後、職員は一丸となって、本計画の下で財政の健全化を着実に推し進めていきます。

## ○計画等の設置 および配布場所

市役所情報公開コーナー(1階)、支所、各図書館(中央、陵南の森、羽曳が丘、丹比、東部)  
※市ウェブサイトで閲覧、ダウンロードできます。

## 財政健全化計画の 概要

### ◆基本目標

- 1 収支均衡を図り、社会経済情勢等に弾力的に対応しうる財政構造の確立
- 2 次代に負担を先送りしないための債務の縮減
- 3 第5次総合基本計画の着実な実行を支える行財政システムの構築

### ◆数値目標

#### 1 職員数の削減

職員数を5%以上削減します。

#### 2 債務の削減

次代への負担を軽減するため、地方債の残高、債務負担行為額<sup>\*1</sup>の縮小と将来負担比率<sup>\*2</sup>の改善を図ります。  
建設地方債残高 50%、債務負担行為額 20%の削減、将来負担比率 33%の改善など

#### 3 経常収支比率<sup>\*3</sup>の改善

柔軟で弾力性のある財政構造を目指し、現在の経常収支比率 96.7%(平成20年度決算)を89%以下とします。

※1 債務負担行為:道路等公共施設の用地を取得する場合などに、予算の一部として、議会の議決を得て設定します。支払いを施設建設時など後年度に先送りするため、財政運営上、乱用には注意が必要とされます。

※2 将来負担比率:過去の公共施設建設等に際し発行した地方債の返済や債務負担行為額など将来負担すべき負債の財政規模に対する割合をいいます。

※3 経常収支比率:市税などの経常的に収入される一般財源(使い道の特定されていない財源)のうち、人件費などの経常的な経費に充てられる財源の割合を示したもの。この比率が100%を超えると、通常収入では通常支出を賄っていない状況になります。

### ◆主な取組項目(詳しくは、「計画」本編に実施工程表として整理しています)

#### 行政運営経費

- (1) 人件費の抑制(職員数の削減、給料・各種手当の見直しなど)
- (2) 物件費等の削減(公共施設管理運営の効率化など)
- (3) 一部事務組合負担金の削減(環境事業組合、消防組合の財政健全化)

#### 事業の見直し

- (1) 市単独扶助制度の見直し
- (2) 建設事業費の重点化と総額抑制

#### 収入の増加に向けた取組

- (1) 市税等の徴収率の向上
- (2) 使用料・手数料等の受益者の適正な負担
- (3) 市所有地の有効活用

#### 財政健全化計画の実施効果額

(単位:百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	合計
計画目標額	100	1,030	870	1,500	1,400	4,900
効果額計上済み額	177	1,013	683	1,237	937	4,048
差引	▲77	17	187	263	463	852

#### 財政健全化計画の収支見直し

(単位:百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25
財政収支見直し	▲35	▲1,127	▲1,912	▲3,477	▲4,867
計画目標額達成後	65	3	88	23	33

※財政収支見直しは、平成21年度当初予算を基礎に、いくつかの前提条件を設定して試算したものです。

### ◆期間

平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

### ◆進行管理・計画の見直し

計画期間中の目標効果額を49億円としています。現時点において算出できないものがありますので、約40億円の効果額の計上にとどまっています。

今後、計画に掲げた財政健全化のための各項目に積極的に取り組むことはもちろん、新たな取組項目の追加に努め、効果額をさらに

上積みして目標額の達成を目指します。

また、この計画は、毎年度、財政収支見直しの見直しを行い、改めて達成すべき財政健全化の目標を示した財政健全化取組項目実施工程表の改定版を、市民の皆様のご意見を反映させながら作成し、公表することとしています。